

学校において予防すべき感染症の主なものと出席停止の期間

(令和5年5月8日現在)

感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）			出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第 19 条）
第二種	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ	発病した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要病状が消退した後 2 日を経過するまで。
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後、1 日を経過するまで。 無症状の感染者については、検体を採取した日から 5 日を経過するまで。 また、発症から 10 日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。
※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。			
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

留意事項

○「症状が軽快」とは、従来社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す